

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年六月十七日法律第七十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第五条の規定 公布の日
- 二 第七十三条の二の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日